

「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の一部改正について

平成 19 年 2 月
観光事業課

I. 背景

- 地域が企画する創意工夫に満ちた旅行商品の流通を促して地域振興を進める観点から、第3種旅行業者が募集型企画旅行を行えるように検討を行う旨、「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」（平成18年2月15日構造改革推進本部決定）に盛り込まれたところ。
- これを受け、「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行業者が従来の営業保証金及び最低資本金のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとすること等を内容とする報告書が本年6月に取りまとめられたところ。
- これを踏まえ、旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）を改正し、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施に関し必要な規定を整備することとしているところ（平成18年12月23日付パブリックコメント「旅行業法施行規則の一部改正について」）であるが、あわせて、「企画旅行に関する広告の表示基準等について」（平成17年国総旅振第387号）をⅡのように改正する。

Ⅱ. 改正の概要

- 第3種旅行業者が実施する募集型企画旅行に関する広告及び取引条件の説明に使用する書面においては、次のような表示を行うこととする。
 - ・ 以下の市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）を企画旅行業者名に近接して表示
 - ① 当該募集型企画旅行を催行する市町村（以下「催行市町村」という。）に当該事業者の一の営業所の存する市町村（以下「中心市町村」という。）が含まれる場合は、当該中心市町村及びこれに隣接する市町村
 - ② 催行市町村に中心市町村が含まれない場合は、催行市町村に隣接する中心市町村及びこれに隣接する市町村
(但し、上記①、②において、それぞれ該当する中心市町村が複数となる場合は、表示する市町村に催行市町村が全て含まれるよう、一の中心市町村を選択して表示することとする)
 - ・ 当該募集型企画旅行に係る旅行代金については、一定の比率以内であらかじめ設定される申込金を除き、旅行開始日以降に収受することを旅行代金に近接して表示

Ⅲ. スケジュール（予定）

公布日：平成19年3月中旬頃

施行日：平成19年5月中旬頃